

大和市社会福祉協議会の概要

～住民ひとりひとりの参加を基本に
共に支えあう福祉のまちづくりを～

「社会福祉協議会」(社協)とは？

- 地域福祉を推進することを目的とした、社会福祉法人格をもつ民間団体（社会福祉法第109条）
- 住み慣れたまちで、誰もが安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざす
- 活動をすすめるための財源は、住民参加の原則から、会員会費、寄附金、共同募金配分金など善意の浄財を基本とする

地域福祉の推進役として

協働の場づくり

地域の共通課題の整理、
分析と行政への提言

福祉課題の解決に
向けた連絡調整

新たな福祉課題に応える

活動や事業の開発

大和市社会福祉協議会の基本理念

住民ひとりひとりの参加を基本に
共に支えあう福祉のまちづくりを

わたしたちがめざすものは、どんな障がいや問題をかかえていようとも、ひとりの人間として豊かに暮らしていける権利が保障されひとりひとりの個性や生き方が大切にされるような、いきいきとした地域社会をつくりあげていくことです。

そしてその取り組みは、さまざまに生まれる暮らしの問題をともに悩み、学びあい、かかわりあう、主体的な活動づくりがあってこそ実現できていくものと考えます。

わたしたちは、地域に暮らすすべての人間の願いを大切に、ただひとりの例外もなく、将来に向かって人間らしく住み続けることが可能となるまちづくりをともにすすめてまいります。



大和市社会福祉協議会では次のような事業を実施しています！

1 地区社協活動の推進①

私たちが生活していくうえで生じる福祉課題について、

- ①地域住民の皆さんが話し合い、
- ②その解決に向けてできることを考え、
- ③具体的に活動や事業等に取り組む

住民の皆さんの主体的な福祉活動を推進する組織



地区名	設立年月
①下鶴間つきみ野地区社協	昭和54年4月
②中央林間地区社協	昭和56年5月
③南林間地区社協	昭和59年9月
④鶴間地区社協	昭和57年3月
⑤深見大和地区社協	昭和60年12月
⑥上草柳地区社協	平成元年3月
⑦中央地区社協	昭和59年3月
⑧桜丘地区社協	昭和58年3月
⑨和田地区社協	昭和63年4月
⑩福田北地区社協	昭和59年12月
⑪渋谷西地区社協	昭和58年12月

1 地区社協活動の推進②

○高齢者福祉活動

敬老のつどい、ひとり暮らし高齢者交流会・
会食会、ふれあい訪問、ミニサロン等

○障がい者福祉活動

障がい者地域作業施設利用者との交流会、
知的障がい者の余暇支援、在宅機能訓練等

○児童福祉・青少年育成活動

地域内小学校の福祉教育や福祉体験学習の支援、親と子の野外
ふれあい体験、サマーキャンプ等

○その他地域福祉活動

生活上の困りごとに対する個別支援、地域交流活動、福祉施設
支援、ボランティア研修会・交流会、広報活動等



2 地域福祉活動の推進

○各種ボランティア講座の開催

- ・ 中高生保育入門講座、夏休み福祉体験チャレンジ学習
- ・ ボランティア入門講座（ボランティア☆アカデミー）
- ・ 災害ボランティアセンター運営スタッフ養成講座

○ボランティア活動支援

- ・ ボランティア交流会
- ・ ボランティア連絡協議会支援
- ・ 災害ボランティアセンター運営スタッフ会議、研修等継続支援



○ボランティア依頼相談に関するコーディネート

- ・ ボランティア活動相談及び生活福祉相談のコーディネート、ボランティア活動に関する情報提供

○当事者支援活動

- ・ こもりびとや若年性認知症等の当事者本人や家族の活動支援等

3 広報・啓発活動の推進

○やまと社協だよりの発行

- ・年3回（**6.10.2**月の**1**日）自治会を通じて各世帯へ配付（公共施設にも配架）
- ・年**1**回（**11**月）タウンニュースによる発行を予定

○「福祉の日」の集い開催

- ・大和市福祉推進委員会と共催し、市社協事業協力者等を表彰

○地域福祉セミナーやまとの開催

- ・大和市での地域福祉に関する実践を理解し、考えていただくために開催

○市社協PR活動

- ・大和市民まつり出店や各種イベントに参加し、市社協の周知活動実施
- ・FMやまとへの定例出演（毎月第**4**水曜日**9**時～）



毎月第4水曜日 9:00~10:00
「やまもり☆ホッとスクランブル」

4 援護事業の推進

○車いすの無料貸し出し

- ・ **60**台の車いすを保有し、原則として**2**か月間貸し出し（ボランティアセンター）

○災害見舞金の給付

- ・ 火災や水害等で被災された方に対する見舞金

○交通遺児への激励金等給付

- ・ 交通遺児世帯への見舞金及び交通遺児の小学校や中学校入学時等の激励金給付

○緊急生活資金等貸付事業

- ・ 急な出費等により年金等の収入まで生活費が不足する方等に対し、**20,000**円を限度に貸付

○生活困窮者自立相談支援事業

※詳細は次ページ



◆生活困窮者自立相談支援事業

経済的な困窮状態に陥っている方々に対し、自立に関する相談支援や、就労に関する支援等を行うことにより、生活保護に至る前の段階で「自立促進」を図る

○ 支援対象

大和市在住で、経済的な問題など生活上の困難に直面している方
(生活保護受給者は対象外)

○ 受付窓口

大和市役所第**2**分庁舎
(大和市鶴間**1-25-15**)

○ 相談方法

事前予約による窓口来所

※来所が困難な場合には相談支援員が訪問

TEL (200)
6177

FAX (263)
2446

○ 受付時間

平日 **8時30分**～**17時00分**
(土・日・祝・年末年始除く)



業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者、身体障がい者等で判断能力に不安のある方や不十分な方の権利擁護をはかり、地域で自立した生活を送れるよう、「大和あんしんセンター」を設置し「日常生活自立支援事業」と「法人後見事業」を一体的に実施している

①日常生活自立支援事業

福祉サービス利用援助

日常的な金銭管理サービス

- 福祉サービスを利用する際の各種手続き
 - 預貯金の出入れ
 - 公共料金等の支払手続き
- * 利用料は所得による

書類等預かりサービス

- 年金証書や預貯金通帳を、契約する金融機関の貸金庫で預かり
- * 月額500円



②法人後見事業

判断能力の低下により、成年後見制度の利用が必要となった認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者で他に適切な後見人等になる方がいない方を対象に、家庭裁判所の審判により後見人等となり、身上保護を中心とした日常生活の支援を実施

6 成年後見利用促進事業

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない方が成年後見制度を適切に利用できる仕組みづくりをすすめるとともに、地域住民が後見業務の新たな担い手である市民後見人として活動できるよう支援し、成年後見制度の利用促進を図り地域における権利擁護支援を推進する

大和市成年後見支援センターの運営

- 成年後見制度に関するチラシやパンフレットの作成・配布
- 成年後見専門相談
- 市民後見人養成・活動支援
- 成年後見利用促進協議会の設置・運営

大和市役所第**2**分庁舎

(大和市鶴間**1-25-15**)

TEL (260) 6005

FAX (263) 2446

受付時間

平日 9時00分～12時00分

13時00分～16時30分

(土・日・祝・年末年始除く)

7 在宅福祉サービス事業

- 理髪サービス事業
- 手話ボランティア並びに手話通訳者養成事業の実施
- ふれあいネットワーク事業（ふれあい訪問・ミニサロン・個別支援、ひまわりサロン）



8 善意銀行運営事業



善意の金品をお預かりし、それを必要な事業や人・団体等に払い出すという、「銀行」の機能をなぞらえて名づけられた。

寄附金は、「一般寄附」と「指定寄附」に分かれ、一般寄附は市社協事業に活用し、指定寄附は任意団体に対する窓口になって寄附を受けている。物品の預かりは、福祉施設や団体、必要な個人に配分している。

また、次の取り組みに重点的に取り組んでい

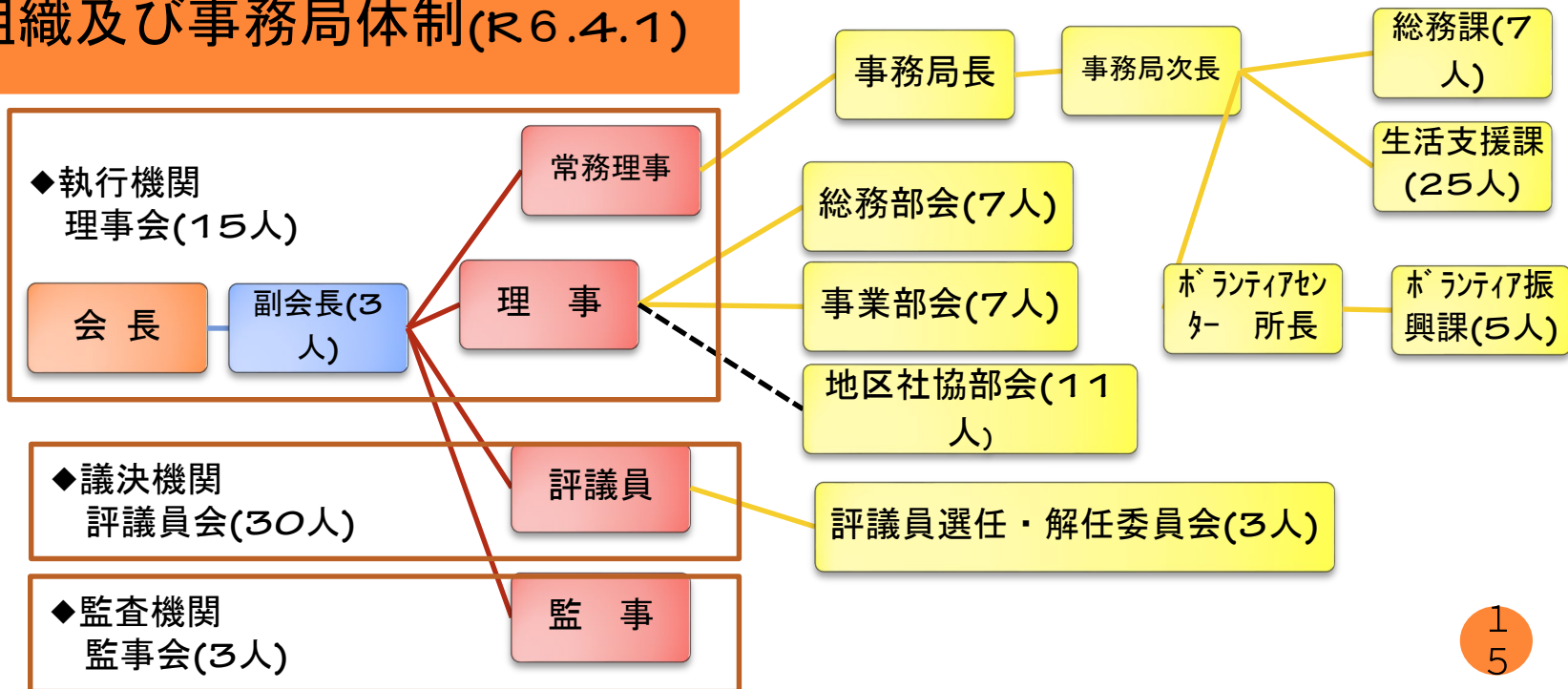
- 「まちがえちゃったハガキにもできることか
- 「～もったいないからありがとう～
- イオンモール大和でのフードドライブ
- ボランティアによる手づくり布製品の



9 法人運営

- 理事会・評議員会・部会運営
- 第6次大和市社協地域福祉活動計画の推進及び進行管理
- 市社協事業の周知（社協活動報告・会員会費説明会）

組織及び事務局体制(R6.4.1)



10 収益事業

自動販売機設置事業

- 市内の公共施設に飲料・証明写真の自動販売機**23**台を設置



不要入れ歯リサイクル事業

- 「NPO法人日本入れ歯リサイクル協会」との協働により、回収BOXを設置
 - ・ 市役所**1**階
 - ・ 保健福祉センター**1**階及び**3**階
 - ・ 渋谷分室



手づくり布製品の販売

- ボランティアによる手づくり品（サコッシュ等の布製品）を郵便局の窓口や各種イベント等で販売



11 赤い羽根共同募金運動

(神奈川県共同募金会大和市支会)

募金事業 (支会事務)



配分事業 (社協事務)

- 一般共同募金配分
 - ・ 福祉団体等各種団体
- 年末たすけあい募金配分
 - ・ 当事者団体
 - ・ NPO団体
 - ・ 学校
 - ・ ボランティアグループ等



総務課

TEL (260) 5633

FAX (263) 2446

- ・ 会員会費
- ・ 寄附
- ・ 赤い羽根共同募金

生活支援課

TEL (260) 5634

FAX (263) 2446

- ・ ひまわりサロン
- ・ 大和あんしんセンター
- ・ 成年後見支援センター
- ・ 生活困窮者自立相談

ボランティア振興課

TEL (260) 5643・5644

FAX 050 (3730) 9430

- ・ ボランティア育成支援
- ・ 地区社協活動支援
- ・ 福祉情報提供